

3年間保存

DB-315

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容
制 動 装 置	31	走行ブレーキ	ペダルの遊び・床板との隙間、効き(制動距離 m)、エア混入	目視、操作、スケール	—	—
	32	駐車ブレーキ	レバー引きしろ、引き具合、効き、ラチェット部損傷・摩耗	目視、操作	—	—
	33	ロッド、リンク、ケーブル類	損傷、クランプ取付、連結部緩み、がた、割りピン欠損	目視	—	—
	34	ホース、パイプ	油漏れ、エア漏れ、損傷、ひび割れ、老化、クランプ等の取付・干渉	目視、石けん水	—	—
	35	オイルブレーキ	*シリンダー作動、油漏れ、油量、汚れ、効き具合	目視、操作	—	—
	36	エアブレーキ	ブレーキチャンバーロッドの作動、エア漏れ、油漏れ	目視、操作、スケール、石けん水	—	—
	37	ブレーキ倍力装置	弁の作動、エア漏れ、油漏れ	目視、操作、石けん水	—	—
	38	ブレーキドラム、 ブレーキシュー	ライニング隙間、*ライニング剥離・損傷・摩耗、 *アンカーピンさび付き・スプリングへたり、*ドラム亀裂・損傷・ 摩耗	目視、スケール、探傷器	—	—
	39	バックプレート	亀裂、損傷、変形、取付	目視	—	—
	40	駐車ブレーキドラム、 ライニング	ライニング隙間、ドラム取付、*ライニング剥離・損傷・摩耗、 *ドラム亀裂・損傷・摩耗	目視、スケール、探傷器	—	—
作 業 装 置	42	散水ポンプ装置(電動式)	異音、異常振動、散水状態、水漏れ、損傷	目視、聴診、触診	—	—
	43	散水タンク	亀裂、損傷、取付け、水漏れ、水の汚れ	目視	—	—
	44	散水フィルター、ノズル	エレメントの目詰まり、水漏れ、損傷、ノズルの目詰まり	目視	—	—
	45	ホース、パイプ及びコック類	損傷、取付	目視	—	—
	46	泥よけ装置	作動、ブレード・アームの損傷・変形・取付	目視、操作	—	—
	47	作動油タンク	油量・汚れ、油漏れ、エア漏れ、ブリーザー目詰まり、取付	目視、石けん水	—	—
油 圧 装 置	48	フィルター	汚れ・目詰まり、油漏れ	目視	—	—
	49	配管、ホース、高圧パイプ	亀裂、損傷、老化、ひび割れ、ねじれ、油漏れ、取付	目視	—	—
	50	油圧ポンプ	油漏れ、異常振動、異音、異常発熱、*負荷時吐出量・吐出圧	目視、聴診、触診、テスター	—	—
	51	HST用付属弁 (ポンプコントロール プレッシャオーバーライド)	前後進の切換、中立、油漏れ	目視、操作	—	—
	52	油圧モーター	油漏れ、異常振動、異音、異常発熱	目視、聴診、触診、テスター	—	—
	53	油圧シリンダー	作動、油漏れ、伸縮量、打痕、亀裂、曲がり、擦り傷	目視、操作、スケール	—	—
	54	方向制御弁	作動、油漏れ、取付	目視、操作	—	—
	55	圧力制御弁	作動、油漏れ	目視、操作	—	—
	56	流量制御弁	作動、油漏れ	目視、操作	—	—
	57	逆止め弁	作動、油漏れ	目視、操作	—	—
操 作 装 置	58	オイルクーラー	冷却効果、目詰まり、変形、破損、油漏れ、異常振動、異音、異常発熱	目視、聴診、触診	—	—
	59	操作レバー	ストローク、がた	目視、操作、スケール	—	—
	60	シャシーフレーム	亀裂、変形、取付	目視、テストハンマー	—	—
	61	キャブ、キャノピー及びカバー	亀裂、変形、腐食、雨漏り、ドア等の開閉、ロック・キー作動、 ガラスのがた・破損	目視、操作	—	—
	62	座席	座席調整・ロック作動、取付	目視、操作	—	—
	63	昇降設備、滑り止め	亀裂、損傷、変形、取付	目視	—	—
	64	けん引具	損傷、変形、ピン欠損	目視	—	—
	65	歯止め	欠損、損傷	目視	—	—
	66	表示板	損傷、取付	目視	—	—
	67	灯火装置、警告音、方向指示器、 窓拭き器、デフロスター等	作動、取付、レンズ破損、浸水	目視、操作	—	—
安 全 装 置 ・ 車 体 関 係 等	68	計器類	作動	目視	—	—
	69	後写鏡、反射鏡	汚れ、損傷、写影	目視	—	—
	70	給油脂	給油脂状態、自動給油脂装置作動	目視、操作	—	—
	71	挟れ防止装置	作動、変形、取付	目視、操作	—	—
	72	総合テスト	作動、異常振動、異音、異常発熱	目視、操作、聴診、触診	—	—
排 装 置	★ ★	一酸化炭素等発散防止装置	触媒等の緩み・損傷、排気温度警告装置の配線緩み・損傷、排ガス 減少装置のホース・パイプの緩み・損傷	目視、聴診、レンチ等	—	—

別紙 様式SR-ZC-03等に補修措置及び事業者への要請等を記載 次回特定自主検査実施年月 1130年 12月

備考	1. 検査の結果、異常のないものは、検査結果欄の良に、また異常なものは不良の欄に「✓」印の記号を記載する。	記号	交換	分解交換	修理	調整	締付	清掃	給油水	該当なし
	2. 検査結果が異常なものについては、検査内容、検査方法欄の該当項目を○で囲む。									
	3. 検査内容の項目に*印が付けられた項目は、関連機能が正常であれば検査を省略できる。省略した場合は*印を○で囲む。									
	4. 検査の結果、補修等を行った場合は、補修内容欄に右の記号に従って記載する。また補修内容等の詳細説明を要するものについては、補修等の措置内容欄に記載する。									
	5. 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の適用を受ける（車検を受けて登録番号を取得した）機械は、荷役装置又は作業装置以外の部分について実施し、その点検を行なったことが記録等により確認されるものについては、当該部分に係る自主検査を省略して差し支えないものであること。									
	6. ★及び★★印は、安衛法上及び建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針に基づき決められている検査項目であるが、そのうち★★印は同指針にのみ基づく検査項目である。		×	⊗	△	A	T	C	L	—

事業者への要請等及び補修措置

書日 明行 証發 29年12月23日

定期自主 標章No.	
---------------	--

3 年 間 保 存

定期(特定)自主検査記録表

証 明 書 發行No.	12-105
----------------	--------

特自檢 標章No.	1094904
--------------	---------

事業者への要請等

整備直後の為補修等はありませんでした。

補 修 等 の 措 置 内 容

[illegible]